

2026年度 阿部育英基金奨学生推薦要領

「2026年度 阿部育英基金奨学生推薦要領」は、「2026年度 阿部育英基金奨学生推薦基準」を補則し、奨学生を円滑に推薦できるように示したものである。

第1 主旨

当奨学金は、学校教育法に基づき設置された高等学校の通信制課程で勉学する生徒で、人物・学業ともに優秀でありながら、学資の支弁が困難と認められる者を対象とする。

奨学金は給付方式で支給し、返還の義務はない。

第2 応募資格

「奨学生推薦基準」に定めたとおり、日本国民であるか、または日本国籍を有しない者のうち、現に日本に住所を有し、日本において学校教育法第1条に定める9年の義務教育課程を修了した者であって、優秀な資質をもち、経済的援助が必要な者であること。

また、2026年4月に、学校基本法に基づき設置された高等学校・通信制課程の1年次に新入学した者で、正規の最短修学期間によって卒業できる見込みの者であること。

なお、他の奨学金等を受けている者は給付の対象としない。

1. 学力について（申込時に学業成績が未定の場合は、見込みで記入）

✓ 1年次に16単位以上の修得が見込まれること。

✓ 履修科目の「評定平均値」が4.0（小数点第2位で四捨五入）以上であること。

2. 人物について

✓ 「態度・行動が生徒にふさわしく」とは、校内・校外の生活を通じて、規律を重んじ向学心に富み、意志が固く、かつ道徳的悪傾向（虚偽、利己、放恣、怠惰、無責任等）がないと認められること。

✓ 「良識ある社会人」とは、通信制課程の生徒として、職場等における態度・行動が優秀であると認められる者。

第3 推薦

「奨学生推薦基準」に定めたとおり

第4 「奨学生申込書」および「推薦調書」の作成について

(1) 奨学生申込書

「奨学生募集のしおり」の「4.「阿部育英基金 奨学生申込書」記入上の注意」に従って記入されているかを点検する。記入事項に誤りのあるときは訂正させたい、本人の訂正印を押すよう指導する。

参考：「家族および所得状況」の記入要領

1. 家族

✓家族とは、同居、別居を問わず、本人と生計を一にする者をいう。

ア. 「氏名」欄には、生計を一にする家族全員を記入

イ. 家族の中で所得のある者はすべて「年間所得額」を記入

ウ. 「年齢」は、2026年9月1日現在で記入

エ. 「雇用形態」「勤務先」は、具体的に記入

2. 所得状況

✓所得のある家族は、それぞれ2025年1月から2025年12月までの1年間の所得額を記入する。また2か所以上から所得のある場合はその合計額を記入する。

✓所得額を証明する書類を添付する。(コピーでも可)

ア. 市町村が発行する「所得証明書」「課税証明書」

イ. 勤務先が発行する「源泉徴収票」

ウ. 自営業などの場合は「確定申告書の第一表と第二表」(税務署の受付印があるもの)

エ. 「国民年金」、「厚生年金」、「児童扶養手当」、「遺族年金」、「生活保護受給額証明書」等を受給している場合は、受給額がわかる通知

オ. 生活保護を受けている場合は、「生活保護受給額証明書」

(2) 奨学生推薦調書

✓「学業成績」は、履修科目ごとに単位、評定を記入する。

✓「評定平均値」は、各科目の評定値(5段階評価)に履修科目数を乗じ、その合計値を全履修科目数で除して求める。(小数点第2位を四捨五入)

✓「推薦所見」には、人物の性格的な特徴、保護者の教育的関心、家計状況など、申込書や推薦調書の学業成績欄にあらわれない事項および所見を具体的に記入する。

第5 個人情報

個人情報は、奨学生の選考および選考後の資料送付、ならびに奨学金の支給事務など、当法人の運営に使用し、それ以外には一切使用しません。個人情報は、(公財)阿部育英基金で責任をもって保管または溶解処分します。